

編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

## 〔省令〕

- 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一  
部を改正する省令（経済産業三二）

## 〔告示〕

- 令和六年産の秋植えばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、そば、たまねぎ及びホップ並びに令和七年産のさとうきびに適用する単位当たり共済金額の範囲を定める件

〔官庁事項〕  
〔官庁報告〕

## 〔皇室事項〕

## 〔叙位・叙勲〕

内閣  
外務省

## 〔人事異動〕

## 〔国会事項〕

裁判所  
相続、公示催告、失踪、除権決定、  
破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係

## 会社その他

九 八 八

五 四 三

六

七

八

九

一〇

一

一

一

一

一

一

一

## 官庁

## 財團關係

- バトケン州における道路維持管理機材及び舗装機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とキルギス共和国政  
和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務一一六）

- 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十八条第一項の規定に基づく自主回収の認定取消に関して公示する件（農林水産・経済産業・環境一）

- 最低工賃の改正決定に関する公示（富山労働局最低工賃公示二）

一〇 一〇 一九

九 八 八

七

六

五

四

三

二

一

〇

- 医療機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とキルギス共和国政  
府との間の書簡の交換に関する件

## (同一七)

- 返納を命じた旅券を無効とする件

## (同一八)

- 道路に関する件  
(関東地方整備局一六七、一六九)

省

令

○経済産業省令第三十二号  
六条第二項の規定に基づき、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第十号を改正する省令を次のように定める。

令和六年四月二日

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後

改 正 前

〔販売の方法の基準〕

第十六条 法第十六条第二項の経済産業省令で定める販売の方法の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一〇十四 【略】

十五 第十三号ただし書の規定に基づき質量により販売した液化石油ガスであつて消費されないものは、一般消費者等の不在その他やむを得ない事情がある場合を除き一般消費者等の立会いの下に質量により計り、その質量に応じた適正な価格で引き取ること。

十五の二 液化石油ガスの販売契約を締結しようとする一般消費者等と消費設備が設置された又は設置される施設又は建築物の所有者とが異なる場合において、当該一般消費者等と当該施設又は建築物の所有者等との間で賃貸借契約が締結される前に、当該一般消費者等に対し、直接液化石油ガスの供給に係る料金表等を提示し、又は当該施設又は建築物の所有者等を通じて当該料金表等を提示するよう努めること。

十五の三 液化石油ガスの販売契約を締結しようとする一般消費者等と消費設備が設置された又は設置される施設又は建築物の所有者とが異なる場合において、当

経済産業大臣 齋藤 健

〔販売の方法の基準〕

第十六条 法第十六条第二項の経済産業省令で定める販売の方法の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一〇十四 【略】

十五 第十三号ただし書の規定に基づき質量により販売した液化石油ガスであつて消費されないものは、一般消費者等の不在その他やむを得ない事情がある場合を除き一般消費者等の立会いの下に質量により計り、その質量に応じた適正な価格で引き取ること。

十五の二 液化石油ガスの販売契約を締結しようとする一般消費者等と消費設備が設置された又は設置される施設又は建築物の所有者とが同一である場合において、当該一般消費者等との間で、液化石油ガス販売事業者を変更することを制限するような条件を付した貸与契約等を締結しないこと。

十五の三 液化石油ガスの販売契約を締結しようとする一般消費者等と消費設備が設置された又は設置される施設又は建築物の所有者とが異なる場合において、当

該一般消費者等と液化石油ガスの販売契約を自己と締結させることを目的として、当該施設又は建築物の所有者等に対して、正常な商慣習を超えた利益を供与しないこと。

十五の四 液化石油ガスの販売契約を締結しようとする一般消費者等と消費設備が設置された又は設置される施設又は建築物の所有者とが同一である場合において、当該一般消費者等と液化石油ガスの販売契約を自己と締結させることを目的として、当該一般消費者等に対し、正常な商慣習を超えた利益を供与しないこと。

〔新設〕

十五の五 液化石油ガスの販売契約を締結しようとする一般消費者等と消費設備が設置された又は設置される施設又は建築物の所有者とが異なる場合において、当該施設又は建築物の所有者等との間で、当該施設又は建築物の入居者である一般消費者等が液化石油ガス販売事業者を変更することを制限するような条件を付した貸与契約等を締結しないこと。

〔新設〕

十五の六 液化石油ガスの販売契約を締結しようとする一般消費者等と消費設備が設置された又は設置される施設又は建築物の所有者とが同一である場合において、当該一般消費者等との間で、液化石油ガス販売事業者を変更することを制限するような条件を付した液化石油ガスの販売契約等を締結しないこと。

〔新設〕

十五の七 一般消費者等に対し液化石油ガスの供給に係る料金その他の一般消費者等の負担となる費用を請求するときは、当該費用を当該一般消費者等が消費した液化石油ガスの量にかかわらず生ずる費用及び当該量に応じて生ずる費用並びに消費設備の貸与等に係る費用に整理し、その料金その他の一般消費者等の負担となるものの算定根拠を通知すること。

十五の二 一般消費者等に対して液化石油ガスの供給に係る料金その他の一般消費者等の負担となるものを請求するときは、その料金その他の一般消費者等の負担となるものの算定根拠を通知すること。

十五の八 一般消費者等に対し、消費設備に係る配管及び液化石油ガス器等の設置等に係る費用以外の費用を消費設備の貸与等に係る費用として請求しないこと。

〔新設〕

十五の九 液化石油ガスの販売契約を締結している一般消費者等と消費設備が設置された施設又は建築物の所有者とが異なる場合において、液化石油ガスの販売契約を締結している一般消費者等に対し液化石油ガスの供給に係る料金を請求するときは、当該施設又は建築物の所有者が本来負担すべき消費設備の貸与等に係る費用を請求しないこと。ただし、液化石油ガス販売事業者と当該一般消費者等との間で消費設備の貸与等に係る費用の負担方法について合意がある場合は、この限りでない。

十五の三 〔略〕

十五の十 新たに一般消費者等に対し液化石油ガスを供給する場合において、当該一般消費者等に液化石油ガスを供給する他の液化石油ガス販売事業者の所有する供給設備が既に設置されているときは、一般消費者等から当該液化石油ガス販売事業者に対して液化石油ガス販売契約の解除の申し出があつてから相当期間が経過するまでは、当該供給設備を撤去しないこと。ただし、当該供給設備を撤去することについて当該液化石油ガス販売事業者の同意を得ているときは、この限りでない。

十五の三 〔略〕

備考 表中の「」は注記である。

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、液化石油ガスの保安の確保及び取引の改正規定は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正後の第十六条第十五号の八及び第十五号の九の規定は、この省令の施行の日前に締結された液化石油ガス販売契約については、適用しない。

第三条 液化石油ガス販売事業者は、この省令による改正後の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の規定を踏まえ、必要な液化石油ガス販売契約の更新を速やかに行うよう努めるものとする。